

株主各位

東京都豊島区高田三丁目24番1号

大正製薬ホールディングス株式会社

代表取締役 上原 明
会長兼社長

第1回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第1回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成24年6月27日(水曜日)午後5時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年6月28日(木曜日)午前10時(受付開始午前9時)
2. 場 所 東京都豊島区高田三丁目25番1号 大正製薬株式会社2号館
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第1期(平成23年10月3日から平成24年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(注) 当社の第1期事業年度は平成23年10月3日から平成24年3月31日までであります。当連結会計年度は平成23年4月1日から平成24年3月31日までであります。
 2. 第1期(平成23年10月3日から平成24年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役および監査役の報酬等の額承認の件
- 第3号議案 取締役に対する株式報酬型ストックオプション報酬額および内容決定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、当社定款の定めにより、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
 - ◎事業報告、計算書類および連結計算書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ホームページ(<http://www.taisho-holdings.co.jp/>)に掲載いたしますのでご了承ください。
 - ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎開会間際は受付が混雑しますので、お早めにご来場くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(平成23年10月3日から
平成24年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

当社は、平成23年10月3日に単独株式移転により大正製薬株式会社の完全親会社として設立されました。従いまして、当社の第1期事業年度は平成23年10月3日から平成24年3月31日までになりますが、当連結会計年度は大正製薬株式会社の連結計算書類を引き継いで作成しておりますので平成23年4月1日から平成24年3月31日までとなります。また、株式移転の方法は単独株式移転であり、連結の範囲に実質的な変更はありませんので、参考として大正製薬株式会社の平成23年3月期の連結業績との比較を前期比として記載しております。

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済は、米国での雇用環境の改善や個人消費の持ち直しなどにより緩やかな回復をみせているものの、欧州における財政問題の深刻化がアジア諸国にも波及してきており、全体としては日本を含む各国の景気回復力を弱める結果となりました。わが国経済におきましては、昨年3月11日に発生した東日本大震災の影響で当初は低調であった個人消費に持ち直しの動きがみられましたが、世界経済の減速傾向や長引く円高などの影響により、全体としては厳しい状況が続きました。

セルフメディケーション事業分野の中心であるOTC医薬品市場は、鼻炎治療剤や皮膚用薬・解熱鎮痛薬など一部好調なカテゴリーがあったものの、全体としては低調裡に推移しました。

医薬事業分野につきましても、新薬の創出が困難になりつつあるなか、世界的な承認審査の厳格化や医療費適正化諸施策の浸透などにより、厳しい事業環境が続いております。

こうした事業環境の中で、当社のセルフメディケーション事業部門は、生活習慣病などの成長領域に積極的に取り組み、情報提供や店頭販促をより一層強化するなど、国内OTC医薬品市場の活性化に努めております。また海外市場においては、アジア地域を中心にOTC医薬品事業を積極的に展開し、事業基盤の強化に取り組んでおります。

医薬事業部門では、情報提供活動を中心とする営業力の強化を図るとともに、自社オリジナル開発物質の継続的な創出と開発研究のスピードアップに努めております。

このような事業活動により、当連結会計年度のグループ全体売上高は、2,712億3千万円余（前連結会計年度比+25億9千8百万円余、1.0%増—以下括弧内文言「前連結会計年度比」省略）となりました。

事業部門別の売上高は次のとおりであります。

セルフメディケーション事業	1,664億円余	(△7億円余)	0.4%減)
内訳			
一般用医薬品等	1,504億円余	(△16億円余)	1.1%減)
特保・食品等	133 "	(+7 "	6.2%増)
その他	27 "	(+1 "	5.7%増)
医薬事業	1,047億円余	(+33億円余)	3.3%増)
内訳			
医療用医薬品	965億円余	(+33億円余)	3.6%増)
中間製品等	79 "	(△0 "	0.0%減)
工業所有権等使用料収益	3 "	(△0 "	3.5%減)

両事業部門主要製品の売り上げ状況は次のとおりであります。

<セルフメディケーション事業>

当連結会計年度の売上高は、1,664億円余（△7億円余、0.4%減）となりました。

ドリンク剤の「リポビタンシリーズ」は、「リポビタンDスーパー」や「リポビタンファイン」などが伸長したものの、主力の「リポビタンD」が夏場の天候不順の影響等もあり前年を下回り（3.0%減）、シリーズ全体では、692億円余（2.6%減）となりました。

風邪薬「パブロンシリーズ」は、第4四半期の花粉飛散量が前年同期対比減少したことから鼻炎関連商品が累計で前年を下回りましたが、主力の総合感冒薬が秋以降順調に推移し、シリーズ全体では257億円余（0.3%増）となりました。

発毛剤「リアップシリーズ」は、平成23年11月に発売した女性用「リアップリジェンヌ」が寄与したものの、主力の「リアップX5」が平成22年4月に日本皮膚科学会が公開した男性型脱毛症診療ガイドラインの報道による伸長の反動で前年比マイナスとなり、シリーズ全体で141億円余（4.9%減）となりました。

その他のブランドでは、「ナロンシリーズ」は40億円余（12.0%減）、「コーラックシリーズ」は38億円余（0.7%減）、ミニドリンク剤の「ゼナシリーズ」は32億円余（2.6%減）と前年比マイナスとなりましたが、「胃腸薬シリーズ」は43億円余

(1.3%増)と前年比プラスとなりました。

特保・食品等の「リビタシリーズ」は、グルコケア粉末スティック等の粉末シリーズが引き続き好調で、40億円余(11.8%増)となりました。

一方、現在注力中のアジアOTC事業では、タイ、インドネシア市場を中心に順調に売り上げを伸ばしたほか、当第3四半期よりハウ製薬の売上高が寄与し59億円余(27.5%増)となりました。

<医薬事業>

当連結会計年度の売上高は、1,047億円余(+33億円余、3.3%増)となりました。

主力品のマクロライド系抗菌薬「クラリス」は215億円余(6.0%減)、末梢循環改善薬「パルクス」は93億円余(8.5%減)と前年比マイナスとなりましたが、β-ラクタマーゼ阻害剤配合ペニシリン系抗菌薬「ゾシン」は175億円余(19.2%増)、キノロン系抗菌薬「ジェニナック」は61億円余(37.1%増)、ニューキノロン系抗菌薬「オゼックス」は61億円余(49.8%増)と好調に推移しました。また平成23年4月に発売した骨粗鬆症治療剤「エディロール」は18億円余となりました。

その他の製品では、非ステロイド性消炎鎮痛剤「ロルカム」は32億円余(8.2%減)、注射用ペニシリン系抗菌薬「ペントシリン」は30億円余(19.2%減)、セフェム系抗菌薬「トミロン」は21億円余(12.2%減)と減少しました。

中間製品等の売上高は79億円余(前年並)となりました。

工業所有権等使用料収益は、3億円余(3.5%減)となりました。

コスト面につきましては、販売促進費、広告宣伝費、研究開発費等の増加により、販売費及び一般管理費が前年よりも増加し、営業利益は384億1千2百万円余(12.9%減)、経常利益は462億1百万円余(14.6%減)となりました。また、投資有価証券評価損36億円余を特別損失に計上したことや、改正法人税法及び復興財源確保法に伴う税率変更により繰延税金資産の計上額が減少したことなどから、当期純利益は243億5千7百万円余(30.2%減)となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資額は128億円余で、その主要なものは、大阪支店新築工事などであります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度においては、公募増資、社債発行など特別な資金調達は行っておりません。

(2) 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第 100 期 (平成21年3月期)	第 101 期 (平成22年3月期)	第 102 期 (平成23年3月期)	第 1 期 (平成24年3月期)
売 上 高(百万円)	256,213	258,441	268,632	271,230
経 常 利 益(百万円)	39,902	36,671	54,077	46,201
当 期 純 利 益(百万円)	8,815	19,485	34,892	24,357
1株当たり当期純利益	30円01銭	67円98銭	124円90銭	296円20銭
総 資 産(百万円)	591,568	606,443	618,434	629,506
純 資 産(百万円)	514,511	527,760	535,231	538,666

- (注) 1. 参考として、第100期から第102期までの大正製薬株式会社の連結会計年度における数値を記載しております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式数控除後の期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。

(3) 重要な子会社等の状況

名 称	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
大 正 製 薬 株 式 会 社	29,804 百万円	100.0%	一般用医薬品、医薬部外品、食品、医療用医薬品等の研究開発、製造及び販売
大正富山医薬品株式会社	2,000 百万円	70.3% (15.3%)	医療用医薬品の販売
ビオフェルミン製薬株式会社	1,227 百万円	55.8% (55.8%)	一般用医薬品及び医療用医薬品等の製造、販売
オソサバ大正株式会社	15 百万タイバツ	49.0% (49.0%)	ドリンク剤等の販売
大正製薬インドネシア株式会社	10,240 百万ルピア	98.5% (98.5%)	OTC医薬品の製造、販売

(注) 議決権比率の()内は、間接所有割合で内数であります。

(4) 対処すべき課題

医薬品業界をとりまく事業環境は景気の低迷、競争の激化および市場構造の変化等の影響を受け、一段と厳しい状況が続くことが予想されます。当社グループはそのような状況の中で、事業基盤の強化と経営の効率化を進め、業績の向上に努めてまいります。

セルフメディケーション事業（O T C 医薬品および健康関連商品事業）におきましては、製品開発面ではスイッチ成分（医療用医薬品の成分を一般用医薬品向けに開発したもの）を配合した第一類医薬品を拡充するほか、メタボリックシンドロームを中心とした生活習慣病や生活改善薬などに対応した新領域を積極的に開拓してまいります。販売面ではリポビタンシリーズ、パブロンシリーズ、リアップシリーズなどこれまで築き上げてきた主力製品のブランド価値をより一層高め、さらにはリビタをはじめとする新たなブランド育成にも努力してまいります。また直販体制を活かした提案型営業活動を一段と強化し、さらに通販等新チャネルの拡充を通じ生活者との直接のコミュニケーションの充実などにも注力してまいります。

医薬事業（医療用医薬品および同関連事業）におきましても、激しい競争に勝ち残る為、国際的に通用するオリジナリティの高い新薬の研究開発に注力するとともに、国内外の企業からの有望候補物質の導入や共同開発を積極的に進め、パイプライン（製品開発のラインアップ）の充実にも努めております。

また販売子会社の大正富山医薬品株式会社における訪宣活動の増強により、MR（医薬情報担当者）の生産性の向上を図るとともに、得意領域である抗菌薬市場のトップ企業としての足場を固めることを目指しております。

薬剤開発の進捗状況は、あらまし次のとおりであります。

臨床試験第 3 相にありますが 2 品目で、糖尿病の適応で開発しております「TS-071」、変形性関節症等の消炎・鎮痛の適応で開発しております「TT-063」（株式会社トクホンの共同開発品）であります。臨床試験第 2 / 3 相にありますが 1 品目で、骨粗鬆症の適応で開発しております「CT-064（注）」（中外製薬株式会社との共同開発品）であります。

海外では、アジア地域を中心に、ドリンク剤事業の国際的リーダーの地位確立に努めるとともに、O T C 医薬品事業につきましても、インドネシア、フィリピン、タイ、マレーシアにおける経営基盤強化に努めております。平成23年8月にマレーシアの医薬品メーカーHoepharma Holdings Sdn. Bhd.（ホウ製薬）を買収、平成24

年3月にはタイにおけるドリンク剤事業でのビジネスパートナーであるOsotspa Co., Ltdとの間で同国における両社のOTC医薬品事業を統合することで合意しました。これからも東南アジアを中心とした成長性のある地域におけるOTC医薬品事業の一層の拡大を目指してまいります。

医薬品業界をとりまく事業環境は厳しさを増しておりますが、当社グループは環境の変化に機敏に対応するため、以上のような経営の諸課題に積極的に取り組むとともに、グループ経営管理の仕組みづくりとしてグループの管理体制・システムを再検討し、グループ全体の総合力を発揮し連結業績の向上を図る所存です。

当社役職員一同力を合わせ、上記の諸課題に真摯に取り組み、更なる業績の発展に努める所存でございますので、株主の皆様におかれましては一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成24年3月31日現在）

当社グループの主な事業内容は、セルフメディケーション事業、医薬事業となっておりますが、各事業の内容は以下のとおりです。

① セルフメディケーション事業

一般用医薬品、特定保健用食品、食品、医療用品、衛生用品の研究、開発、製造および販売

② 医薬事業

医療用医薬品の研究、開発、製造および販売

(6) 主要な営業所および工場（平成24年3月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	東京都 豊島区

② 大正製薬株式会社

名 称	所 在 地
本 社	東京都 豊島区
大 阪 支 店	大阪府 大阪市 城東区
名 古 屋 支 店	愛知県 名古屋市 千種区
福 岡 支 店	福岡県 福岡市 博多区
広 島 支 店	広島県 広島市 東区
仙 台 支 店	宮城県 仙台市 青葉区
札 幌 支 店	北海道 札幌市 中央区
四 国 支 店	香川県 丸亀市
金 沢 支 店	石川県 金沢市
横 浜 事 業 所	神奈川県 横浜市 都筑区
大 宮 工 場	埼玉県 さいたま市 北区
羽 生 工 場	埼玉県 羽生市
岡 山 工 場	岡山県 勝田郡 勝央町
総 合 研 究 所	埼玉県 さいたま市 北区

③ その他の主要な子会社等

名 称	所 在 地
大正富山医薬品株式会社	東京都 豊島区
ビオフェルミン製薬株式会社	兵庫県 神戸市 長田区
オソサバ大正株式会社	タイ バンコク
大正製薬インドネシア株式会社	インドネシア ジャカルタ

(7) 従業員の状況（平成24年3月31日現在）

① 企業集団の従業員数

事業セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
セルフメディケーション事業	2,791名	377名増
医 薬 事 業	1,856名	14名増
そ の 他	1,356名	10名減
合 計	6,003名	381名増

- (注) 1. 従業員数には当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含みます。なお、従業員数にはパートタイマーおよびアルバイトは含んでおりません。
2. 当社は設立第1期であるため、参考として大正製薬株式会社の前連結会計年度末の従業員数との増減を記載しております。

② 当社の従業員数

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
70名	45.8歳	14.8年

- (注) 1. 従業員数には当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。なお、従業員数にはパートタイマーおよびアルバイトは含んでおりません。
2. 平均勤続年数の算定にあたっては、大正製薬株式会社における勤続年数を通算しております。
3. 当社は設立第1期であるため、前事業年度末との比較は記載しておりません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（平成24年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	上 原 明	大正製薬株式会社代表取締役会長兼社長
取締役副会長	大 平 明	大正製薬株式会社取締役副会長 大正富山医薬品株式会社代表取締役社長 富山化学工業株式会社社外取締役
代表取締役副社長	堀 田 尚 孝	経営企画部、財務部、法務部、監査部、コンプライアンス統括室、リスクマネジメント統括室、IT企画室を担当し、総括 大正製薬株式会社代表取締役副社長
取締役副社長	上 原 茂	大正製薬株式会社取締役副社長 大正富山医薬品株式会社取締役
常務取締役	酒 井 明 人	広報室担当、経営企画部長 大正製薬株式会社常務取締役 富山化学工業株式会社社外取締役
常務取締役	上 原 健	大正製薬株式会社常務取締役
取締役	中 禮 清 実	大正製薬株式会社取締役
取締役	福 留 潤 一	大正製薬株式会社取締役
取締役	藤 田 憲 一	大正製薬株式会社取締役 大正富山医薬品株式会社取締役 富山化学工業株式会社社外取締役
取締役	森 川 敏 雄	大正製薬株式会社社外取締役 株式会社ロイヤルホテル社外取締役
取締役	馬 場 明 道	大正製薬株式会社社外取締役 兵庫医療大学副学長、薬学部教授
常勤監査役	森 本 繁 夫	大正製薬株式会社常勤監査役 大正富山医薬品株式会社社外監査役
常勤監査役	小 林 久 二	大正製薬株式会社常勤監査役 富山化学工業株式会社社外監査役
監査役	植 村 裕 之	大正製薬株式会社社外監査役 三井住友海上火災保険株式会社社常任顧問
監査役	吉 川 勲	大正製薬株式会社社外監査役 税理士

- (注) 1. 取締役森川敏雄、馬場明道の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役植村裕之、吉川勲の両氏は、社外監査役であります。
3. 取締役副社長上原茂氏、常務取締役上原健氏は代表取締役会長兼社長上原明氏の長男、三男であります。
4. 常勤監査役小林久二氏および監査役吉川勲氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

- ・常勤監査役小林久二氏は、大正製薬株式会社の財務部長を歴任しており、経理・財務業務に携わってきた経験があります。
 - ・監査役吉川勲氏は、税理士の資格を有しております。
5. 当社は、取締役森川敏雄、馬場明道の両氏および監査役植村裕之、吉川勲の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 当事業年度中の取締役の担当の異動はありません。

③ 取締役および監査役の報酬等の総額
当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	11名 (2名)	90百万円 (12百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	18百万円 (6百万円)
合 計	15名	108百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 最初の定時株主総会終結の時点までの取締役の報酬限度額は、定款附則第2条において年額360百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と定めております。
3. 最初の定時株主総会終結の時点までの監査役の報酬限度額は、定款附則第2条において年額60百万円以内と定めております。

④ 役員の報酬の額またはその算定方法に係る決定に関する方針

当社の役員報酬は、あらかじめ株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、取締役報酬については取締役会で、監査役報酬については監査役の協議により決定することとしております。取締役の報酬については、各取締役の職位・職務の内容および当社の状況等を勘案し、相当と思われる金額を支給水準とする月次の一定金額報酬として決定することとしています。監査役の報酬については、取締役の職務の執行を監査する権限を有する独立の立場を考慮し、相当と思われる金額を支給水準とする月次の一定金額報酬として決定することとしております。

⑤ 社外役員に関する事項

(イ) 重要な兼職の状況等

社外取締役森川敏雄、馬場明道の両氏および社外監査役植村裕之、吉川勲の両氏の重要な兼職の状況は前記「(3)①取締役および監査役の状況」に記載のとおりであります。

(ロ) 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- ・社外取締役森川敏雄氏が社外取締役を務める株式会社ロイヤルホテルは、当社との間に取引があります。
- ・社外取締役馬場明道氏の兼職先である兵庫医療大学と当社との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役植村裕之氏の兼職先である三井住友海上火災保険株式会社は、当社との間に取引があります。
- ・社外監査役吉川勲氏と当社は税務顧問契約を締結しております。

(ハ) 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会および監査役会への出席状況

[取締役会]

当事業年度におきましては、7回の取締役会を開催しました。社外取締役森川敏雄氏は7回中7回、社外取締役馬場明道氏は7回中6回、社外監査役植村裕之氏は7回中7回、社外監査役吉川勲氏は7回中7回出席しました。

[監査役会]

当事業年度におきましては、4回の監査役会を開催しました。社外監査役植村裕之、吉川勲の両氏とも、4回中4回出席しました。

- ・取締役会および監査役会における発言状況

社外取締役森川敏雄氏は、長年の経営者として培った経営の専門家としての経験・見識に基づき、質問、意見等の発言を適宜行っております。

社外取締役馬場明道氏は、薬学者としての豊富な経験・見識に基づき、質問、意見等の発言を適宜行っております。

社外監査役植村裕之氏は、独立した客観的視点から、その豊富な会社経営に関する経験に基づき、質問、意見等の発言を適宜行っております。

社外監査役吉川勲氏は、主に税理士としての専門的見地から、質問、意見等の発言を適宜行っております。

なお、出席できなかった場合を含め、重要な案件につきましては、事前に内容を説明し、確認を得ております。

(二) 責任限定契約の内容の概要

- ・当社と各社外取締役および各社外監査役は、その任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う契約を締結しております。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外役員が責任の原因となった職務遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとします。

(ホ) 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外取締役および社外監査役が、役員を兼任する子会社から、役員として受けた報酬等の総額は18百万円であります。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 あらた監査法人

② 報酬等の額
あらた監査法人

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	8百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	79百万円

(注) 1. 当社の子会社のうち、大正製薬株式会社、大正富山医薬品株式会社および目白不動産株式会社につきましても、あらた監査法人が会計監査人となっております。

2. 当社および(注) 1. の子会社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての取締役会による基本方針の決定内容の概要は以下のとおりであります。

I 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号）

当社は、当社、子会社及び関連会社（以下、後二者を総称して「関係会社」という。）から成る企業集団（以下「大正製薬グループ」という。）を統括し、経営に関する管理・監督機能を担う持株会社としてグループ統治を行う。かかる目的をよりよく遂行するため、当社は、大正製薬グループ全体として、企業の社会的責任及び株主その他の利害関係人との関係を考慮しつつ、企業価値の向上を図ることを旨とし、以下に従い、当社において取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を構築する。

- (1) 当社は、取締役会が大正製薬グループの経営の基本方針を決定し、基本方針の執行を監視する義務を果たす。取締役は、法令を遵守し、善管注意義務を尽くして基本方針に基づき職務を執行する。また、取締役は、併せて、社内各機関の役割分担と連携に留意しつつ、大正製薬グループにおける情報の共有と株主及び社会への適切な情報開示を行う。
- (2) 取締役は、大正製薬グループが、健康と美を願う生活者に納得していただける優れた医薬品・健康関連商品、情報及びサービスを、社会から支持される方法で創造・提供することにより、社会へ貢献すると経営理念、企業風土たる紳商に基づく行動原則を定めた企業行動宣言、さらにこれらを具現化した全社行動指針を実践する。
- (3) 取締役会は、以上に従い、当社及び大正製薬グループ各社について、法令の遵守、財務報告の信頼性確保、業務の効率化、資産の保全等の観点から、有効かつ実効的な内部統制が確保されるよう体制の整備を行う。

II 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）

当社の経営陣の規模は、大正製薬グループの事業環境、経営戦略、経済情勢または法令等の変化に機敏に対応できる規模とする。取締役会が大正製薬グループの経営の基本方針と戦略並びに重要な業務執行にかかる事項を決定し、業務を担当する取締役が職務を執行するという機関相互間における役割の分担と連携により、職務執行の集中と効率化を図る。また、組織規程及び職務分掌規程に従って職務執行を行うことにより、職務執行の効率性を図る。

III 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）

当社は、株主総会、取締役会その他主要会議の決定のプロセス及びその重要な決定事項の執行について、文書管理規程、電子化情報管理規程等の規程体系を整備し、書面または電磁的媒体に記録し保存すること及び使用人に対する教育・モニタリングを実施すること等により、情報の保存及び管理を適正に行う。また、当社は、子会社に対し、取締役の職務の執行に係る事項について、当社と同様に電子媒体を含む情報の適切な保存及び管理がなされるよう、その支援を行う。

IV 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第4号）

1. 代表取締役社長は、大正製薬グループとしての企業行動宣言及び行動指針を策定し、法令の遵守に関する基本方針を表明する。また、当社は、以下のようなコンプライアンス体制を整備することにより、当社及び子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するよう図る。
 - (1) 「コンプライアンス規程」を策定することにより、当社及び子会社のコンプライアンス活動の組織体制及び運営方法を明確にする。「コンプライアンス規程」については、当社及び子会社の部署長の責任において指導及び教育を実施し、かつ、コンプライアンス活動が適切に行われているかを評価、検証し、またその改善を図る。
 - (2) 当社及び子会社においては、使用人は誰でも、業務遂行過程において、法令・規則・定款等との適合性を疑わせるような事態に直面した場合は、法務部または必要に応じて弁護士の意見を求めることができることとし、また、コンプライアンスに関する相談、通報制度として電話、電磁的方法または書面による社内・社外ホットラインを設置する等の体制を整備し、コンプライアンスの実効性を図る。
 - (3) 上記企業行動宣言、行動指針及び規程等について、不断の改善を怠らず改めるべき点は遅滞なく改善するとともに、これらが継続して遵守されるよう、教育研修活動を実践する。
2. 当社は、反社会的勢力に対しては、対応部署の設置、外部専門機関等との連携、反社会的勢力に関する情報の収集等、不当・不法な要求に対して毅然として排除する体制を整備するとともに、反社会的勢力と一切の関係を遮断し、子会社にも当社と同様の体制を取らせるよう管理及び援助していく。

V 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）

当社は、大正製薬グループの損失の危険に対応できるよう、規程を整備し、リスクマネジメント統括部署が、当社各部署及び子会社のリスクマネジメント担当部署を統括管理する体制を構築する。

- (1) 損失の危険のうち、大正製薬グループの経営に関するリスクについては、当社の取締役会、経営諮問会議が対処し、当社各部署及び子会社を管理及び支援する。
- (2) 大正製薬グループに重大な影響を与える当社及び子会社の上記(1)以外のリスク、大規模自然災害、大規模事故等については、リスクマネジメント統括部署が主導してのリスク対応体制を整備する。
- (3) 上記(1)(2)以外の、当社及び子会社の各部門及び部署が対処することが相当と判断されるリスクについては、各部門及び部署がリスクを洗い出し、評価及び検討のうえ、リスク対応体制を整備する。当社及び子会社のリスクマネジメント統括部署はそれらの活動に関し点検・助言・指導を行う。
- (4) 損失のリスクが現実化した場合は、当該リスクに関係する当社及び子会社の部署が協力して対応する。
- (5) 当社及び子会社の法令違反、製品の品質、情報セキュリティ、機密情報（個人情報を含む。）流出、売掛金回収、環境、外国法令等に起因する損失のリスクについても、それぞれを所管する当社及び子会社の関係部署等が、各会社のリスクマネジメント統括部署の助言・指導の下、リスクへの対応策を構築・整備する他、それぞれの分野について規程またはガイドライン等を定めるとともに、研修、教育、マニュアルの配布等を行い使用人に周知徹底を図る。

VI 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第5号）

当社は、関係会社管理規程を制定し、当該関係会社の性質（上場・非上場、国内・海外、当社の出資比率等）及び規模等に応じ、以下のとおり大正製薬グループとしての業務の適正を確保する体制を構築する。

- (1) 子会社が会社法上の大会社に相当する場合は、当社の内部統制体制に準じた当該子会社の内部統制体制を整備する。その他の大正製薬グループ各社に対しては、当社の支配の状況、各会社の業務の内容、各会社に適用される法令の内容等を精査し、当該会社毎に業務の適正を確保するための体制を検討する。
- (2) その上で、持株会社として、統一的に管理する部分と分別管理する部分を見極め、大正製薬グループにおける業務の適正を確保するため、情報伝達手段、監査制度の充実等を柱とする体制を構築する。

Ⅶ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号）

監査役室を設置し、監査役の職務を補助すべき使用人を置く等、監査役及び監査役会の業務を支援する体制を構築する。

Ⅷ 上記Ⅶの使用人の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第2号）

監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性を確保するため、「監査役室規程」により、指揮命令系統等は、下記基準に則って行う。

- (1) 法令・規則・定款等の定めに従う。
- (2) 監査役会、監査役の指揮命令に従う。
- (3) 当該使用人の人事異動、人事評価に関する監査役の意見は尊重される。

Ⅸ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第3項第3号）

「監査役・監査役会への情報伝達及び報告等に関する規程」に基づき、取締役及び使用人から監査役への報告体制を整備する。

- (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査役会または監査役に対して報告または通報する体制
- (2) 当社の監査役が当社及び子会社の取締役及び使用人に対して質問し、または書類若しくは資料の提出を求めた場合の取締役及び使用人の対応に関する体制
- (3) 監査役が、当社の社内会議への出席等が必要と判断した場合の会議への出席、及びそれら会議の議事録の閲覧、監査に関する体制
- (4) 子会社の監査役に対し、子会社取締役会資料等や監査結果の情報を提出させること等ができる体制

また、監査役は、会計監査人、その補助者及び監査部等と、必要な範囲で業務の連携と情報の共有化を図る。

X その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第4号）

監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、下記情報または事実について、「監査役・監査役会への情報伝達及び報告等に関する規程」に基づき当社の監査役による当社及び子会社へのアクセス並びに当社及び子会社の取締役及び従業員から当社監査役への伝達・報告が十分に為される体制を取る。

- (1) 大正製薬グループに著しい損害を及ぼす可能性が生じた場合またはかかる損害が発生した場合はその事実
- (2) 職務遂行に関して法令、定款違反や不正行為が発生する可能性が生じた場合またはかかる違反等が発生した場合はその事実
- (3) 製品の安全性、情報セキュリティ、環境等に関する問題が発生する可能性が生じた場合またはかかる問題が発生した場合はその事実
- (4) その他上記(1)ないし(3)に準じる事項が発生する可能性が生じた場合またはかかる事項が発生した場合はその事実

なお、監査役は、監査業務に必要なと判断した場合は、会社の費用負担において弁護士、公認会計士、その他の専門家の意見を聴取することができる。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の利益配分に関する基本方針といたしましては、安定的且つ高水準の配当を継続するとともに、企業体質の強化を図るため、内部留保の充実にも努めてまいります。内部留保金は、競争力強化と事業の拡充・発展を目的に、研究開発投資、設備投資、導入製品、資本業務提携、新規事業開発投資等に充当してまいります。また、これらの資金需要を総合的に見極めながら、資本効率の向上と機動的な財務政策の実現を目的とした自己株式の取得を弾力的に実施していく予定です。

当社の配当方針としましては、各期の当社の連結業績に概ね対応することとし、特別損益を除いた当該期純利益の30%を配当性向の目処といたします。なお、この配当性向が30%を超えるような場合にも、特段の事情がない限り最低1株当たり90円の年間配当を維持する予定です。

当期につきましては、研究開発計画の進展、資本業務提携案件の具体化等に備え、引き続き財務体質の強化を進める必要があること、また、自己株式の取得を実施したことなどから、公表配当（年間90円—中間40円、期末50円）を維持したく存じまず。

次期につきましては、大正製薬株式会社が創業100周年を迎えることを記念し、前記に拘わらず1株当たり120円（中間60円、期末60円）の配当を行う予定です。

連結貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	234,782	流動負債	63,306
現金・預金	94,672	支払手形・買掛金	28,986
受取手形・売掛金	78,662	未払金	12,286
有価証券	19,055	未払法人税等	5,726
たな卸資産	24,798	未払費用	8,837
繰延税金資産	8,567	返品調整引当金	471
その他	9,195	賞与引当金	4,630
貸倒引当金	△ 169	その他	2,367
固定資産	394,724	固定負債	27,532
有形固定資産	92,837	退職給付引当金	17,589
建物・構築物	42,806	役員退職慰労引当金	1,536
機械装置・運搬具	6,539	繰延税金負債	4,455
土地	35,346	その他	3,951
建設仮勘定	5,103	負債合計	90,839
その他	3,041		
無形固定資産	38,868	(純資産の部)	
のれん	17,731	株主資本	533,708
販売権	8,883	資本金	30,000
商標権	9,230	資本剰余金	15,000
ソフトウェア	2,580	利益剰余金	550,605
その他	442	自己株式	△ 61,896
投資その他の資産	263,018	その他の包括利益累計額	△ 6,331
投資有価証券	198,137	その他有価証券評価差額金	4,748
関係会社株式	47,145	為替換算調整勘定	△ 11,080
長期前払費用	993	少数株主持分	11,289
繰延税金資産	9,163	純資産合計	538,666
その他	7,707		
貸倒引当金	△ 128		
資産合計	629,506	負債純資産合計	629,506

連結損益計算書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

	百万円
売上高	271,230
売上原価	98,998
売上総利益	172,231
返品調整引当金戻入額	14
販売費及び一般管理費	133,833
営業利益	38,412
営業外収益	8,053
受取利息	5,138
受取配当金	1,121
持分法による投資利益	1,179
雑収入	614
営業外費用	265
雑損失	265
経常利益	46,201
特別利益	656
固定資産売却益	186
災害損失引当金戻入額	469
ゴルフ会員権売却益	1
特別損失	3,865
固定資産処分損	186
投資有価証券評価損	3,668
ゴルフ会員権売却損	10
税金等調整前当期純利益	42,992
法人税、住民税及び事業税	14,482
法人税等調整額	3,258
少数株主損益調整前当期純利益	25,251
少数株主利益	894
当期純利益	24,357

連結株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成23年4月1日 期首残高	29,804	14,935	533,969	△46,772	531,936
連結会計年度中の変動額					
自己株式の取得				△15,079	△15,079
剰余金の配当			△7,452		△7,452
当期純利益			24,357		24,357
株式移転による持株会社設立に伴う変動額	195	64	△269	9	-
持分法適用会社の持分比率変動に伴う増減				△53	△53
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	195	64	16,635	△15,124	1,771
平成24年3月31日 期末残高	30,000	15,000	550,605	△61,896	533,708

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純 資 産 合 計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
平成23年4月1日 期首残高	1,939	△9,373	△7,434	10,728	535,231
連結会計年度中の変動額					
自己株式の取得					△15,079
剰余金の配当					△7,452
当期純利益					24,357
株式移転による持株会社設立に伴う変動額					-
持分法適用会社の持分比率変動に伴う増減					△53
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	2,808	△1,706	1,102	561	1,663
連結会計年度中の変動額合計	2,808	△1,706	1,102	561	3,435
平成24年3月31日 期末残高	4,748	△11,080	△6,331	11,289	538,666

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 32社
- ・主要な連結子会社の名称 大正製薬㈱
大正富山医薬品㈱
ビオフェルミン製薬㈱
オソサバ大正㈱
大正製薬インドネシア㈱

② 非連結子会社の状況

該当はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社の数 3社
- ・主要な会社等の名称 富山化学工業㈱
養命酒製造㈱

② 持分法を適用した非連結子会社の状況

該当はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

大正製薬㈱、大正富山医薬品㈱及びビオフェルミン製薬㈱他4社の決算日は3月31日ですが、その他の連結子会社25社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。なお、連結決算日との間に重要な取引が生じた場合、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(ロ) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法

(ハ) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、商品、半製品、仕掛品	総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
原材料	移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
貯蔵品	最終仕入原価法（ただし、販促物品については移動平均法による原価法） （貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 （リース資産を除く）	国内連結子会社は定率法、在外連結子会社は定額法によっております。ただし、国内連結子会社については、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を適用しております。 なお、耐用年数については、経済的耐用年数に基づいております。
無形固定資産 （リース資産を除く）	定額法を採用しております。販売権及び商標権は、経済的耐用年数に基づいて償却しております。自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
リース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 繰延資産の処理方法

支出時に全額費用として処理しております。

④ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金	売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
返品調整引当金	返品による損失に備えるため、将来の返品見込損失額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
賞与引当金	従業員賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、過去勤務債務は発生した連結会計年度の平均残存勤務年数に基づく定額法により費用処理しております。 また、数理計算上の差異は各連結会計年度の発生時における平均残存勤務年数内の一定の年数に基づく定額法により翌連結会計年度より費用処理することとしております。

役員退職慰労引当金 役員及び執行役員等の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑤ 重要なリース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買処理に係る方法に準じた会計処理によっております。

ただし、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

- | | |
|-----------------|---|
| (イ) ヘッジ会計の方法 | 原則的処理方法である繰延ヘッジ処理を採用しております。 |
| (ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象 | ヘッジ手段 デリバティブ取引（為替予約取引及び金利スワップ取引）
ヘッジ対象 相場変動等による損失の可能性があり、相場変動等が評価に反映されていないもの及びキャッシュ・フローが固定されその変動が回避されるもの |
| (ハ) ヘッジ方針 | 為替相場変動リスク及び金利変動リスクの回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。 |

⑦ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

⑧ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果が及ぶ合理的な期間で均等償却することとしております。

⑨ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。

(5) 追加情報

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	203百万円
計	203百万円

② 担保に係る債務

短期借入金	28百万円
1年以内返済予定の長期借入金	23百万円
長期借入金	118百万円
計	169百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 191,358百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

	当連結会計年度 期首の株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度 末の株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	300,465	(注1) 90,139	(注2) 300,465	90,139
合計	300,465	90,139	300,465	90,139
自己株式				
普通株式	24,664	(注3) 9,755	(注4) 24,664	9,755
合計	24,664	9,755	24,664	9,755

(注) 1. 大正製薬株式会社単独株式移転により当社を設立した際に株式を発行したことによる増加90,139千株であります。

2. 単独株式移転による減少300,465千株であります。

3. 単独株式移転による増加7,404千株、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加2,339千株、単元未満株式の買取りによる増加10千株であります。

4. 単独株式移転による減少24,664千株であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

当社は平成23年10月3日に単独株式移転により設立された完全親会社であるため、配当金の支払額は下記の完全子会社の株主総会及び取締役会において決議された金額であります。

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定 時 株 主 総 会	普通株式 (大正製薬株)	4,140	15	平成23年3月31日	平成23年6月30日
平成23年10月31日 取 締 役 会	普通株式 (大正製薬株)	3,311	12	平成23年9月30日	平成23年12月2日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
平成24年6月28日開催予定の第1回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 4,022百万円
- ・1株当たり配当額 50円
- ・基準日 平成24年3月31日
- ・効力発生日 平成24年6月29日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社及び連結子会社は、資金運用については資金管理要綱に基づき短期的な預金及び安全性の高い金融資産に限定しております。また、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。デリバティブ取引については、投機的な取引は行わない方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形・売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、当該リスクに関しては、与信管理規程に沿って残高管理を行いリスクの低減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、主として株式、社債及び優先出資証券等であります。市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額 (*)	時価 (*)	差額
① 現金・預金	94,672	94,672	—
② 受取手形・売掛金 貸倒引当金	78,662 (169)		
	78,493	78,493	—
③ 有価証券 その他有価証券	19,055	19,055	—
④ 投資有価証券 その他有価証券	197,683	197,683	—
⑤ 関係会社株式	8,213	5,240	△2,972

(*) 金銭債権の控除科目に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

①現金・預金及び②受取手形・売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③有価証券、④投資有価証券及び⑤関係会社株式

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格及び取引金融機関から提示された価格によっております。

2. 非上場株式(投資有価証券 連結貸借対照表計上額422百万円、関係会社株式 連結貸借対照表計上額38,932百万円)、投資事業組合出資金(投資有価証券 連結貸借対照表計上額32百万円)は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

5. 企業結合等関係

共通支配下の取引等

(1) 取引の概要

大正製薬株式会社の取締役会（平成23年5月13日）及び定時株主総会（平成23年6月29日）において、単独株式移転により持株会社「大正製薬ホールディングス株式会社」を設立することを決議し、平成23年10月3日に設立いたしました。

① 結合当事企業の名称及び事業の内容

名称 : 大正製薬株式会社

事業の内容 : 一般用医薬品、医薬部外品、食品、医療用医薬品等の研究開発、製造及び販売

② 企業結合日

平成23年10月3日

③ 企業結合の法的形式

単独株式移転による持株会社設立

④ 結合後企業の名称

大正製薬ホールディングス株式会社

⑤ 企業結合の目的

当社は、今後もセルフメディケーション事業と医薬事業の持続的な成長を実現させるためには、グループ経営資源の効果的な配分と競争力強化を可能とするグループ体制の整備を図ることが必要と判断し、持株会社体制へ移行することといたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

6. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 6,560円67銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 296円20銭 |

7. 重要な後発事象に関する注記

当社と、当社の完全子会社である大正製薬株式会社（以下、「大正製薬」）及び株式会社トクホン（以下、「トクホン」）は平成24年4月27日開催の各社の取締役会において、当社の普通株式を対価として、大正製薬を株式交換完全親会社、トクホンを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」）を行うことを決議し、大正製薬とトクホンの間で株式交換契約を締結いたしました。

なお、本株式交換は会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換に該当するため、株式交換完全親会社である大正製薬においては株主総会決議による承認を要しません。また、トクホンにおいては平成24年6月1日開催の臨時株主総会の承認を受けることを予定しております。

本株式交換の概要は、以下のとおりであります。

(1) 株式交換の目的

当社グループは、本株式交換によりOTC医薬品の外用剤市場において歴史と実績のある「トクホン」ブランドや貼付剤における経皮吸収治療システム等の各種技術の活用、研究開発の連携強化などを図り、将来的にOTC医薬品及び医療用医薬品の両事業においてさらなる企業価値向上を図ることを目的としております。

(2) 株式交換の効力発生日

平成24年7月2日（予定）

(3) 株式交換の方法

本株式交換は、大正製薬を株式交換完全親会社、トクホンを株式交換完全子会社とする株式交換となります。本株式交換の対価として、大正製薬の完全親会社である当社の普通株式が割当てられます。

(4) 株式交換比率

トクホンの普通株式1株に対して、当社の普通株式0.12株を割当て交付いたします。
また、大正製薬は、当社が処分する自己株式を引き受けることにより、当社の普通株式を取得する予定です。

(5) 株式交換比率の算定根拠

本株式交換の株式交換比率の決定について、その公正性・妥当性を担保するため、当社はSMB C日興証券株式会社を、トクホンは株式会社AGSコンサルティングを第三者算定機関として選定しました。

大正製薬及びトクホンは、上述の第三者算定機関から提出を受けた財務状況等を勧案の上、交渉・協議を重ねた結果、各社の取締役会において本株式交換における株式交換比率を決議いたしました。

(6) 本株式交換の当事会社の概要

① 名称	大正製薬株式会社 (株式交換完全親会社)	株式会社トクホン (株式交換完全子会社)
② 所在地	東京都豊島区	東京都港区
③ 事業内容	一般用医薬品、医薬部外品、食品、医療用医薬品等の研究開発、製造及び販売	医薬品・医薬部外品等の開発・製造・販売
④ 資本金	29,804百万円	300百万円
⑤ 設立年月日	昭和3年5月5日	昭和23年9月30日
⑥ 発行済株式数	300,465,510株	6,000,000株

(7) 会計処理の概要

本株式交換は、企業結合に関する会計基準における取得に該当する見込みです。なお、本株式交換に伴い、当社の連結財務諸表上ののれん（又は負ののれん）が発生する見込みですが、発生するのれん（又は負ののれん）の金額は未定です。

8. その他

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	30,627	流動負債	336
現金・預金	5,396	未払金	132
有価証券	19,055	未払費用	21
未収入金	6,091	未払法人税等	135
繰延税金資産	59	賞与引当金	46
その他	24	固定負債	3,027
固定資産	515,756	繰延税金負債	3,027
投資その他の資産	515,756	負債合計	3,364
投資有価証券	192,364	(純資産の部)	
関係会社株式	323,391	株主資本	537,480
		資本金	30,000
		資本剰余金	559,879
		資本準備金	15,000
		その他資本剰余金	544,879
		利益剰余金	8,995
		その他利益剰余金	8,995
		繰越利益剰余金	8,995
		自己株式	△ 61,394
		評価・換算差額等	5,538
		その他有価証券評価差額金	5,538
		純資産合計	543,018
資産合計	546,383	負債純資産合計	546,383

損益計算書

(平成23年10月3日から
平成24年3月31日まで)

				百万円	
营	業	収	益	9,999	
营	業	費	用	782	
营	業	利	益	9,216	
营	業	外	収	0	
受	取	利	息	0	
雑		収	入	0	
营	業	外	費	43	
雑		損	失	43	
経	常	利	益	9,173	
特	別	利	益	291	
抱	合	せ	株	式	
消	滅	差	益	291	
税	引	前	当	期	
純	利	益		9,465	
法	人	税	、	住	
民	税	及	び	事	
業	税			526	
法	人	税	等	調	
整	額			△56	
当	期	純	利	益	8,995

株主資本等変動計算書

(平成23年10月3日から
平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		利益剰余金計		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金				
					繰越利益剰余金				
平成23年10月3日 期首残高	—	—	—	—	—	—	—	—	
事業年度中の変動額									
株式移転による増加	30,000	15,000	544,879	559,879				589,879	
自己株式の取得							△61,394	△61,394	
当期純利益					8,995	8,995		8,995	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	30,000	15,000	544,879	559,879	8,995	8,995	△61,394	537,480	
平成24年3月31日 期末残高	30,000	15,000	544,879	559,879	8,995	8,995	△61,394	537,480	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成23年10月3日 期首残高	—	—	—
事業年度中の変動額			
株式移転による増加			589,879
自己株式の取得			△61,394
当期純利益			8,995
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	5,538	5,538	5,538
事業年度中の変動額合計	5,538	5,538	543,018
平成24年3月31日 期末残高	5,538	5,538	543,018

個別注記表

1. 重要な会計方針

計算書類の作成にあたって採用した重要な会計処理の原則及び手続きは、次のとおりであります。

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法

(2) 引当金の計上基準

賞与引当金	従業員賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
-------	---

(3) その他の計算書類の作成に関する重要な事項

消費税等の会計処理	消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。
-----------	---------------------------

(4) 追加情報

（会計上の変更および誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権債務

① 短期金銭債権	27百万円
② 短期金銭債務	125百万円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 営業収益	7,660百万円
② 営業費用	363百万円

(2) 大正製薬株式会社が保有していた投資有価証券（株式・債券）を現物配当により当社へ移管した結果、当社が受け入れた投資有価証券の帳簿価額と、保有していた大正製薬株式会社株式の帳簿価額のうち、受け入れた資産と引き換えられたとみなされる額との差額である291百万円を抱合せ株式消滅差益として特別利益に計上しました。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	一千株	9,691千株	一千株	9,691千株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、大正製薬株式会社からの現物配当に基づく自己株式の取得による増加7,341千株、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加2,339千株、単元未満株式の買取りによる増加10千株であります。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	37百万円
賞与引当金	17百万円
投資有価証券評価損	95百万円
関係会社株式の税務上の簿価修正額	117,327百万円
その他有価証券評価差額金	1,819百万円
その他	2百万円
繰延税金資産小計	119,297百万円
評価性引当額	△117,423百万円
繰延税金資産合計	1,875百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△4,843百万円
繰延税金負債合計	△4,843百万円
繰延税金負債の純額	△2,967百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	40.7%
(調整)	
受取配当金等永久に損金に算入されない項目	△32.3%
抱合せ株式消滅差益	△1.3%
評価性引当額	△2.3%
その他	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.0%

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.7%から平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.6%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が417百万円、法人税等調整額が4百万円、それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金は421百万円増加しております。

6. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	大正製薬㈱	所有 直接100.0%	役員の兼任 出向者の受入 業務受委託	現物配当	109,433	-	-
				出向者人件費の支払(注)	289	未払金	36

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等
一般の取引条件と同様に決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 6,749円92銭
(2) 1株当たり当期純利益 109円99銭

8. その他

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成24年5月9日

大正製薬ホールディングス株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	笹 山 勝 則 ㊞
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	北 川 哲 雄 ㊞
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	山 田 雅 弘 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大正製薬ホールディングス株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大正製薬ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成24年5月9日

大正製薬ホールディングス株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	笹 山 勝 則 ㊞
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	北 川 哲 雄 ㊞
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	山 田 雅 弘 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大正製薬ホールディングス株式会社の平成23年10月3日から平成24年3月31日までの第1期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年10月3日から平成24年3月31日までの第1期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制体制）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制体制に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制体制に関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あつた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あつた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月10日

大正製薬ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 小林 久 二 ㊟

常勤監査役 森本 繁 夫 ㊟

社外監査役 植村 裕 之 ㊟

社外監査役 吉川 勲 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、企業体質の強化を図るため内部留保の充実に努めるとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定的かつ高水準の配当を継続することを基本方針としております。

第1期の期末配当につきましては、当事業年度の業績、当社を取り巻く環境等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金 50円

配当総額 4,022,409,050円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成24年6月29日

第2号議案 取締役および監査役の報酬等の額承認の件

当社の取締役および監査役の報酬額については、当社定款附則第2条の定めにより、「当社の最初の定時株主総会終結の時までの取締役の報酬総額は、年額360百万円以内とし、当社の最初の定時株主総会終結の時までの監査役の報酬総額は、年額60百万円以内とする。」と規定されております。

本総会終結後の当社取締役および監査役の報酬等につきましては、その後の経済情勢・経営環境など諸般の事情を考慮いたしました結果、従来通り、取締役の報酬額を年額360百万円以内（うち社外取締役分は年額36百万円以内）、監査役の報酬額を年額60百万円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとしたしたいと存じます。

また、現在の取締役は11名（うち社外取締役2名）、監査役は4名であります。

第3号議案 取締役に対する株式報酬型ストックオプション報酬額および内容決定の件

当社取締役報酬額は、本定時株主総会の第2号議案において、取締役の報酬額を年額360百万円以内とする旨ご承認をお願いいたしておりますが、本議案は、上記の取締役の金銭報酬額とは別枠で、取締役（社外取締役を除く。以下同じ）に対する報酬等として年額70百万円以内の範囲内で、退職慰労金の支給に代えて、ストックオプションとして新株予約権を割り当てることにつきご承認をお願いするものであります。

具体的には、新株予約権の割当てを受けた取締役に対し払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬請求権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することにより、新株予約権を取得させるものであります。

ストックオプションとしての報酬等の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価値に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

当該ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額および具体的内容は、当社における当社取締役の業務執行の状況・貢献度等を基準としております。

当社は、上記事情に鑑み、当該ストックオプションとしての新株予約権の具体的内容は相当なものであると考えております。

なお、現在の社外取締役を除く取締役は9名となります。

1. 目的

当社は、取締役に対する報酬制度に関して、当社の業績と株式価値との連動性をより一層強固なものとし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、当社の取締役に対し、退職慰労金の支給に代えて、株式報酬型ストックオプションを新たに導入するものであります。

2. ストックオプションとしての新株予約権の具体的内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。なお、本議案の決議日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、上記の他、決議日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合およびその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

当社普通株式12,000株を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に下記新株予約権の総数を乗じた数を上限とする。

(2) 新株予約権の総数

120個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額（発行価額）

新株予約権1個当たりの払込金額（発行価額）は、新株予約権の割当てに際して算定された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会で定める額とする。

また、割当てを受ける者が、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から50年以内の範囲で、当社取締役会で定める期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した時点以降、新株予約権を行使することができるものとする等、新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとする。

(8) 新株予約権のその他の内容等

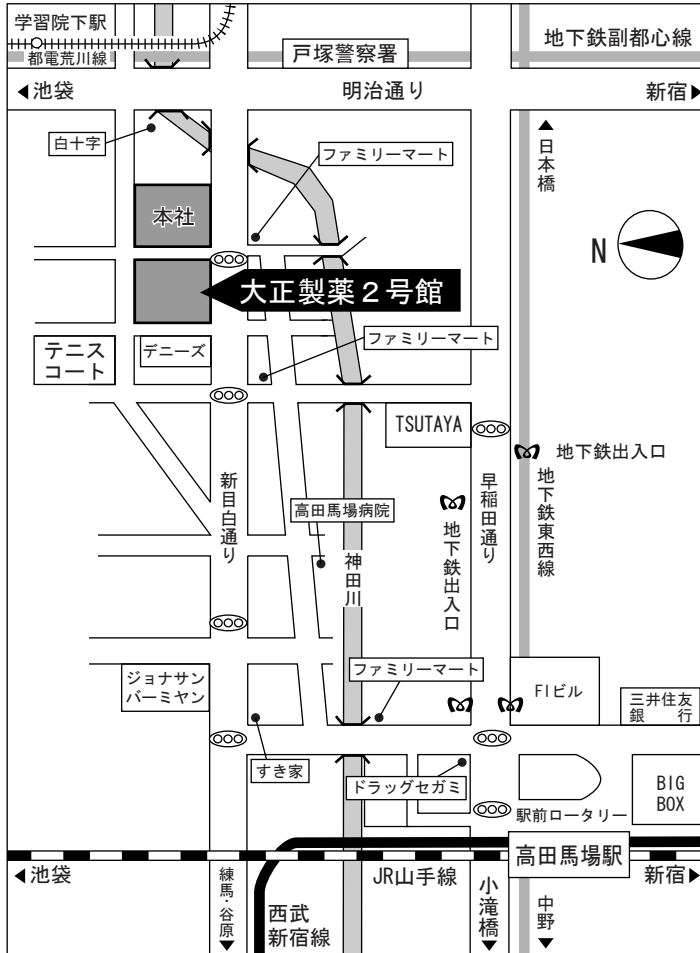
新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとする。

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都豊島区高田三丁目25番1号 大正製薬株式会社2号館

電話 03(3985)2020(大代表)



高田馬場駅（JR山手線、西武新宿線、地下鉄東西線）より徒歩約10分
学習院下駅（都電荒川線）より徒歩約5分

- ・駐車場のご用意はいたしておりませんので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。